

岐阜県公報

目次

告示

救急診療所の認定
道路の区域変更
道路の供用開始

公示

県営土地改良事業の換地処分
落札者等に関する公示

(医療整備課) 五六七
(道路維持課) 五六七
(同) 五六八

(農地整備課) 五六九
(下呂土木事務所) 五六九

告示

岐阜県告示第五百三三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急診療所として認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和五年十二月八日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関名	所	在	地	有	効	期	間
フェニックス総合クリニック	各務原市	鷺沼	各務原町	六丁目	至	自	令和五年十二月八日
	五〇番地						令和五年十二月三十一日

岐阜県告示第五百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年十二月八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日) (ときは翌日)

令和五年十二月八日

岐阜県告示第五百五号	
県道	恵苗那木線
路線名	中津川市茄子川字野畔一四七番四地先から一三三番一地先まで
区	同 市同 字鯉ヶ平
間	同 一三三番一地先まで
区域	後 前
敷地の幅員	七・七 二〇・〇
延長	二六・八 二六・八
備考	

岐阜県告示第五百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年十二月八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第五百六号	
県道	海安津八線
路線名	安八郡輪之内町里字一色六二五番三地先から同 郡同 町同字連首一四〇六番一地先まで
区	同 郡同 町同字連首
間	同 一四〇六番一地先まで
区域	後 前
敷地の幅員	八・六 三・四
延長	三九・二 三九・二
備考	

岐阜県告示第五百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年十二月八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第五百七号	
県道	吉津江四十八号線
路線名	高山市国府町宇津江字須代七三番三地先から同 市同 町同 字中村一五二六番三地先まで
区	同 市同 町同 字中村一
間	同 一五二六番三地先まで
区域	後 前
敷地の幅員	一七・五
延長	五・三 八
備考	平成 二六・八 令和 二・三 二

岐阜県告示第五百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年十二月八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第五百八号	
県道	清古見川線
路線名	飛騨市古川町平岩字森脇一七八番二地先から同 市同 町同 字大平八〇八番六三三番三地先まで
区	同 市同 町同 字大平八〇
間	同 一七八番二地先から同 市同 町同 字大平八〇八番六三三番三地先まで
区域	後 前
敷地の幅員	三・九
延長	五・三 八
備考	令和 二・三 八

岐阜県告示第五百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

岐阜県知事 古 田 肇

なお、その関係図面は、令和五年十二月八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定の日は変更の告示年月日ほか)
一般国道	三三三三号	揖斐郡揖斐川町檜原字素古一七一番三地从先から同郡同町同字同一六三番一地从先まで	八九四	令和五・三・八	令和四・六・三

公 示

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業八布施地区の換地処分を令和五年十一月二十日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

令和五年十二月八日

岐阜県知事 古田 肇

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第

百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。
令和五年十二月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 購入物品及び予定数量 凍結防止剤(塩化ナトリウム) 計452,000kg
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札公告を行った日 令和5年10月20日
- 落札者を決定した日 令和5年11月10日
- 落札者の住所及び氏名 高山市赤保木町233番地 株式会社なべしま 代表取締役 鍋島 晃典
- 落札金額 24,263,800円
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県下田土木事務所総務課管理調整係 (2) 所在地 下田市萩原町羽根2605 1

令和五年十二月八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社